

## 人間の無意識の行動に、教育と法はどう向き合うべきか？

廣瀬 久和（東京大学名誉教授・筑波大学大学院ビジネス科学研究科非常勤講師）

少年の非行やいじめなどの規範逸脱行動には、行為者の意識的な行動のほか、無意識の心の働きが関わっていることが多い（最近の脳科学研究の成果が目される。なお、少年事件を扱った拙稿も（※）参照）。また、対象となる子どもの年齢が低くなるほど、各自の生活において、感情（情動）や身体そのものの働き等、意識的なコントロールが期待できない生命活動が大きな意味を持っていることは周知の事実であるが、成人になっても、実は自制が十分及ばない、無意識の働きが顕著に現れる人間行動は幅広く存在し、ここにこそ多くの問題の源があると同時に、極めて重要な生命力の根源も発展の可能性も宿っているのではないかと、というのが筆者の理解である。本報告では、無意識の行為の中でも、例えば就寝中の寝相のような意識の全く働いていない行為は扱わず、目覚めた状態での、即ち、意識は存在しているが、無意識的な心や体の活動が大いに関係する場面での問題に焦点を当てて、教育と法の意味を考えることにしたい。

ところで、法制度も教育制度もこれ迄人間の意識に働きかけて人間の行為を一定の方向に促すことに重点を置いてきた。しかし、近時の法制度の中には、例えば、一度正常な意識のもとで有効に成立させた契約を、（理由の如何を問わず）消費者側でご破算にできるクーリングオフの制度や、借り手の年収3分の1以上の借金を（借り手が明確な意思でそれを望んでいた場合であっても）原則禁ずる貸金業法の制度など、しばしば衝動的で無意識的な消費者行動が悪用されやすい類型の問題に対処する新しい制度が現われている。では、教育においてはどうか。

以下の図は、上記の問題を検討するにあたり参考にする簡単な見取り図（鍵括弧内は具体例）だが、ここに表れていない法制度の位置づけのほか、①自発性の有無、②個性の尊重の意味、及び ③法教育と道德教育の関係 等の問題が重要で、報告では時間の許す限りこれらに及びたい。

	認知・思考	感情（情動）	身体（行動）	運動
意識	[教科の学習]	[共感の学習]	[正座(*1)]	[体操]
	インスピレーション (*2)	心の底の蟠り [内観法]	涙、あくび	
無意識	夢 / 潜在意識	夢 / 潜在的情動	睡眠	寝相

(※) 拙稿『これまで』と『ここから』 河上正二・大澤彩編『人間の尊厳と法の役割』（信山社、2018年）。

(\*1) 大愚和尚の一問一答：「イジメられっ子の勝ちパターンは1日5分の〇〇にある」

<https://www.youtube.com/watch?v=1GJZQoUy2VQ>

(\*2) David Gelernter, *The Tides of Mind* (Liveright Publishing, 2016).